

広報 いせさき

○あなたと市政をつなぐ情報紙○

2022年(令和4年) No.421

7月1日号

有終の美を飾る
銘仙ファッションショー



主な内容

- DX デジタルで便利な暮らしに P2
- マスク着用の考え方 P4
- 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します P5
- 後期高齢者医療制度が変わります P10

表紙写真：銘仙ファッションショー

5月21日、伊勢崎銘仙の魅力を発信する「The Meisen Revolution」のメインイベントとして、銘仙ファッションショーが行われました。今回で最後となるショーでは、大勢のモデルにより斬新で多彩な銘仙の着こなしが披露されました。

マイナンバーカードを作しましょう！

マイナンバーカードはスマホなどで簡単に申請できます。申請後は交付通知書が自宅に届きます。交付通知書に記載されている指定の受け取り場所でマイナンバーカードを受け取ってください。申請方法などの詳細は、市ホームページで確認できます。



はムこぺ市
ちーホ
らジ

スマーク伊勢崎で手軽にマイナンバーカードが作れます！

スマーク伊勢崎(西小保方町)にマイナンバーカード出張申請窓口を開設します。申請の際には顔写真を無料で撮影します。申請時に本人確認を行うとマイナンバーカードが自宅に届くため、市役所に受け取りに行く必要はありません。買い物ついでに申請してみませんか。

※混雑状況により受付人数を制限する場合があります

期間 8月2日(火)から11日(祝)まで

時間 午前10時～午後6時

用意する物

- 個人番号交付申請書
- 個人番号通知カードまたは個人番号通知書
※再発行はできません
- 本人確認書類
※個人番号通知カードまたは個人番号通知書の有無により異なります。詳しくは右表のとおりです

本人確認書類の種類

A	B	C
●運転免許証 ●障害者手帳 ●パスポート ●在留カード	●健康保険証 ●福祉医療費受給資格者証 ●介護保険証 ●年金手帳	●学生証(顔写真付き) ●母子手帳

用意する本人確認書類

通知カード、通知書の有無	本人確認書類
あり	A 1点 B 2点 B 1点とC 1点
なし	A 2点 A 1点とBまたはC 1点

マイナンバーカードの申請をあなたの職場で！

市内の企業や団体の事務所などに職員が出向き、マイナンバーカードの交付申請の受け付けを行います。ぜひ利用してください。

問い合わせ 市民課(☎27-2727)



マイナポイント第2弾受け付け中！

最大2万円分のマイナポイントがもらえる、マイナポイント第2弾を受け付けています。9月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象です。手続きの詳細は、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)に問い合わせるか、総務省のマイナポイント事業ホームページで確認できます。



手順

1 マイナンバーカードの申請

2 健康保険証として利用登録

3 公金受取口座の登録

4 電子決済サービスの登録

最大

 2万円分のマイナポイントがもらえる！

マイナポイントの手続きを手伝います

市役所、各支所にマイナポイントの支援窓口を開設しています。ぜひ利用してください。

会場・開設日

- 市役所東館 1 階市民ホール＝平日
- 赤堀支所＝火曜日
- あずま支所＝水曜日
- 境支所＝木曜日
- ※祝日は除きます



時間 午前9時～午後5時

※各支所は正午～午後1時は利用できません

用意する物 マイナンバーカード、申し込む決済サービスのIDとセキュリティコードが分かる物、預金通帳またはキャッシュカード
※マイナンバーカードの暗証番号(4桁)が必要です

DX デジタルで便利な暮らしに

マイナンバーカードで
もっと便利に！

インターネットを利用したサービスやデジタル技術の活用による社会の変革が進んでいます。市は、オンラインでの手続きなど、市民の皆さん一人一人の生活スタイルに合ったより良いサービスを提供できるように、デジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組んでいます。

マイナンバーカードを利用するとオンラインで行える手続きなどがさらに増えます。現在、マイナポイント第2弾も受け付けています。この機会にマイナンバーカードを作しましょう。

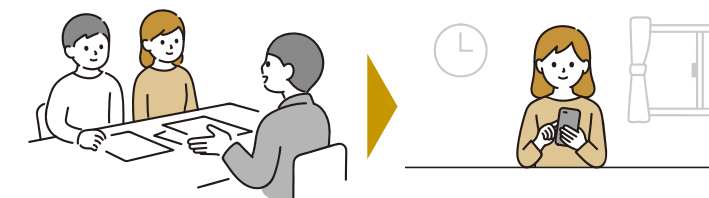
問い合わせ 事務管理課(☎27-2708)

DXとは？

DXは「デジタル トランスフォーメーション」の略です。「トランスフォーメーション」には「変革」という意味があり、デジタル技術などを活用して、今までのサービスなどを根本的に見直し、新しいアイデアを取り入れることで、人々の生活をより良いものへ変革するという考え方です。

身近なDXの例

窓口で行っていた手続きが… いつでもどこでも可能に！



オンラインでの手続きはいつでもどこでも！

スマホやパソコンから次のような手続きができます。手続き以外にもさまざまなサービスがありますので、ぜひ利用してください。詳しくは市ホームページを確認してください。



はムこぺ市
ちーホ
らジ

納付・申請・申し込み

- スマホアプリ(PayPay、LINE Pay)による税金などの納付
- 新型コロナウイルスワクチンの接種券の申請
- 人間ドックの補助金や第3子以降給食費助成金の申請
- 講演会や講座などの申し込み など

その他のサービス

- 市立図書館の蔵書検索や貸し出し予約
- コミュニティバス「あおぞら」の位置情報サービス
- 地図情報の公開サイト「いせさきくわまっぷ」 など



マイナンバーカードがあるととっても便利に！

マイナンバーカードを利用すると、オンラインで行える手続きなどがさらに増えます。マイナンバーカードは次のようなさまざまな場面で使うことができます。

- 本人確認書類として利用
- 健康保険証として利用
※対応している医療機関などに限ります
- コンビニで住民票の写しなどを取得
※窓口より100円安く取得できます
- オンラインで確定申告
- マイナポータルで自分の情報の確認や行政手続きの検索



▲マイナポータルはこちら

今年度中には…

オンラインで子育てや介護の手続きが可能になります！



3ページでマイナンバーカードやマイナポイントについて紹介しています！

表1 ひとり親世帯分の支給対象

①	本年4月分の児童扶養手当を受給した人
②	公的年金を受給していて、本年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ※児童扶養手当の申請をしていれば全額または一部停止になったと推測される人を含みます
③	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

表2 ひとり親世帯以外分の支給対象

④	令和4年度の住民税均等割が非課税で、本年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人
⑤	令和4年度の住民税均等割が非課税で、本年4月以降に生まれた児童の児童手当を受給している人または本年5月以降新たに特別児童扶養手当の認定を受けた人
⑥	令和4年度の住民税均等割が非課税で、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童を養育している父または母のうち、収入の多い方の人
⑦	年齢が令和4年3月31日時点で18歳未満の子ども(障害がある人は20歳未満)を養育している人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度の住民税均等割が非課税である人と同じ水準になっている人

対象
●ひとり親世帯Ⅱ表1の①から③のいずれかに該当する人
●ひとり親世帯以外Ⅱ表2の④から⑦のいずれかに該当する人
※
※
いづれも
支給額 子ども1人当たり5万円
申請方法
●①④に該当する人(公務員を除く)Ⅱ申請は不要です

※児童手当などの口座に6月中に振り込みました
●⑤に該当する人(公務員を除く)Ⅱ申請は不要です
※児童手当などの口座に順次振り込む予定です
●②③に該当する人は令和5年2月28日(火)まで、⑥⑦に該当する人は令和5年3月15日(水)までに、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接または郵送で子育て支援課へ

※各支所市民サービス課でも受け付けます
※申請書は子育て支援課・各支所市民サービス課にあります。市ホームページからダウンロードもできます
※必要書類や支給要件の詳細は、市ホームページで確認するか子育て支援課に問い合わせください
宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所子育て支援課
▲ひとり親世帯以外の詳細はこちら

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。
※原則、本給付金のひとり親世帯分とひとり親世帯以外分を重複して受給できません
問い合わせ 子育て支援課(☎27-2750)

※各支所市民サービス課でも受け付けます
※申請書は子育て支援課・各支所市民サービス課にあります。市ホームページからダウンロードもできます
※必要書類や支給要件の詳細は、市ホームページで確認するか子育て支援課に問い合わせください
宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所子育て支援課
▲ひとり親世帯の詳細はこちら

保険税(料)の内容や制度に関する質問や相談は、電話で受け付けます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市役所の窓口での相談は避け、できるだけ電話での問い合わせをお願いします。

保険税料などの相談を電話で受け付けます

保険税(料) 普通徴収の納期

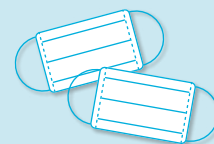
納期	納期限(口座振替日)
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	令和5年1月31日(火)
8期	令和5年2月28日(火)

災害など特別な事情で一時的に保険税(料)が支払えなくなったときは、分割納付や一定期間の納付猶予、減免などを受けられることがあります。早めに相談してください。
※新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免は、6ページを確認してください

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険 保険税(料)の通知書を郵送します
国民健康保険税(国保税)の納税通知書と、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。
保険税(料)は、定められた納期限までに納めましょう。
問い合わせ
●国保税Ⅱ国民健康保険課(☎27-2736)
●後期高齢者医療保険料Ⅱ年金医療課(☎27-2739)
●介護保険料Ⅱ介護保険課(☎27-2742)

納付の方法・納期

保険税(料)の納付方法には、口座振替や納付書で納付する普通徴収と、年金からあらかじめ差し引いて納付する特別徴収があります。普通徴収の納期は下表のとおりです。特別徴収の場合は、年金支給月(年6回)の年金から差し引き



マスク着用の考え方

マスクの着用は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として重要です。その一方で、マスクをどのような場面で外してよいのかという声や、子どもへの影響や熱中症を心配する声などがあることから、国が人との距離や会話の有無に応じたマスク着用の考え方を示したので、次のとおりお知らせします。

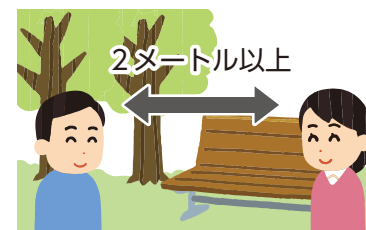
触覚などの感覚過敏や呼吸機能の障害などでマスクの着用が困難な人がいます。このようなやむを得ない理由で、マスクを着けられない人への理解をお願いします。

問い合わせ 健康づくり課(☎27-6275)

マスクが不要な場面

屋外

- 人との距離(2メートル以上)を確保できる



- 人との距離(2メートル以上)を確保できないが、ほとんど会話しない
【例】人とすれ違う場面



熱中症予防のため、屋外でマスクが不要な場面では外しましょう

屋内

- 人との距離(2メートル以上)を確保できていて、ほとんど会話しない
【例】図書館での読書や美術館などでの芸術鑑賞など



マスクが必要な場面

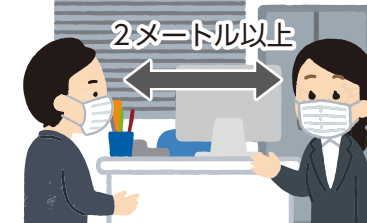
屋外

- 人との距離(2メートル以上)を確保できずに会話する
【例】バーベキューなどの人と集まっての飲食など



屋内

- 人との距離(2メートル以上)を確保できるが会話する
【例】通勤や通学時の電車内など
- 人との距離(2メートル以上)を確保できない
【例】通勤や通学時の電車内など



高齢者と会うときや病院へ行くときはマスクを着用しましょう

保育所などでの子どものマスク着用の考え方

2歳未満の子ども

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

保育所などでは、発達状況や体調などを考慮する必要があることから、人との距離にかかわらず、マスクの着用を一律には求めません。



こんなときは国民健康保険の届け出をしましょう
※手続きは14日以内に済ませてください

	こんなとき	手続きに必要な物
国保に加入する	他の市区町村から転入	転出証明書
	職場の健康保険をやめた・家族などの扶養から外れた	社会保険離脱証明書
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国人で住民票が作成された(在留期間が3カ月を超えるなど)	在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート
国保をやめる	他の市区町村に転出	世帯全員の保険証
	職場の健康保険に加入した・家族などの扶養になった	国保の保険証・加入した職場の保険証(扶養家族になったときは加入年月日が分かる物)
	死亡した	保険証
	生活保護を受けるようになった	保険証・保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなった	保険証・在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート
上記の届け出以外	市内で住所が変わった	保険証
	世帯主や氏名が変わった	
	世帯が分かれた・一緒になった	保険証・在学証明書
	修学のため他の市区町村に住むことになった	
	保険証を紛失・破損	

※届け出には本人確認ができる物(運転免許証など)が必要です。マイナンバーカードを持っている人は併せて持ってきてください

新しい保険証を郵送します

8月1日(月)から国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。加入者1人に1枚のカード様式で、国民健康保険(国保)に加入している全世帯に7月中旬以降に郵送します。

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(27)2735

【保険証が届いたら必ず確認】

保険証が届いたら、国保に加入している家族全員分の保険証が届いているか、社会保険などに加入している人の保険証が届いていないか、氏名や住所に誤りがないかを必ず確認してください。

【70歳以上の人の保険証と高齢受給者証が1枚に】

70歳以上の国保加入者には、

75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となる人の保

険証の有効期限は、誕生日の前日です。該当者には有効期限が切れる前に年金医療課から後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

【国民健康保険税(国保税)に滞納がある場合】

災害など特別の事情もなく国保税の滞納を続けた場合、資格証明書を交付します。資格証明書の場合、医療機関でいったん医療費を全額支払う必要があります。

【有効期限が過ぎたら返却を】

有効期限の過ぎた保険証は、国民健康保険課または各支所市民サービス課に返却するか、各自で処分してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の新型コロナウイルス感染症の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などの理由で保険税(料)の減免を受けられる場合があります。令和3年度分および令和4年度分の国民健康保険税(国保税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料で、納期限が令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までのものは減免申請ができます。減免の条件などの詳細は、国保税・介護保険料は市ホームページで確認するか、各担当課にお問い合わせください。後期高齢者医療保険料は群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ(<https://www.gunma-kouiki.jp/>)で確認するか、年金医療課にお問い合わせください。

対象・減免する額

- 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯(人)＝全額減免
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、令和3年中の同じ種類の収入と比べて30パーセント以上減少する見込みの世帯(人)＝一部減免
※令和3年度分の保険税(料)の減免は、令和3年中と令和2年中の収入を比較して判定します



◀国民健康保険税はこちら



◀後期高齢者医療保険料はこちら



◀介護保険料はこちら

インターネット公売を実施します

市税などを滞納している人から差し押さえた財産を「KSI官公庁オークション」で公売します。参加申し込みや入札は「KSI官公庁オークション」のホームページ(<https://kankocho.jp/>)から受け付けます。公売は中止する場合があります。事前に市ホームページを確認してください。

参加申込期間 7月22日(金)午後1時から8月2日(火)午後11時まで

入札期間 8月9日(火)午後1時から16日(火)午後1時まで

※動産は8月11日(祝)午後11時まで

対象物件 右表のとおり

※動産は市ホームページで確認してください

問い合わせ 収納課 ☎27-8804



▲市ホームページ

対象物件

所在地	地目・種類	登記上の面積
東小保方町	宅地	144.49㎡
	居宅	49.69㎡
荻塚町	宅地	164.83㎡
		1階 59.62㎡
	居宅	2階 44.30㎡
山王町	宅地	487.00㎡
	雑種地	62㎡
		1階 59.60㎡
日乃出町	居宅	2階 23.18㎡
		485.00㎡
	宅地	1階 113.63㎡
	作業所	2階 37.26㎡
		44.71㎡

限度額適用認定証の申請

同じ医療機関での1カ月の医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を事前に提示すれば、保険診療分の支払いが自己負担限度額までになります。次のいずれかを満たす人は、限度額適用認定証の交付を受けることができます。

- 国民健康保険税の滞納がない世帯で、国民健康保険に加入している70歳未満の人
- 住民税非課税世帯または世帯の課税所得が145万円以上690万円未満で、国民健康保険に加入している70歳以上の人または後期高齢者医療制度に加入している人

現在交付されている限度額適用認定証の有効期限は7月31日(日)です。国民健康保険

- 国民健康保険加入者Ⅱ国民健康保険課 ☎(27)2735
- 後期高齢者医療制度加入者Ⅱ年金医療課 ☎(27)2739

限度額適用認定証の交付申請に必要な物

国民健康保険に加入している人
窓口に来た人の顔写真付きの本人確認ができる物、限度額適用認定証が必要な人の国民健康保険証の原本、世帯主・限度額適用認定証が必要な人のマイナンバーが分かる物

後期高齢者医療制度に加入している人

窓口に来た人の顔写真付きの本人確認ができる物、限度額適用認定証が必要な人の後期高齢者医療被保険者証の原本、限度額適用認定証が必要な人のマイナンバーが分かる物

観光特使ひまわりを募集します

季節のイベントや祭りへの参加など、市の観光特使として活躍する「第36代ひまわり」を募集します。選考に伴い、審査を行った後、9月3日(土)のコンテストでひまわり3人を決定します。市の観光PRの主役として活躍してみませんか。

問い合わせ 文化観光課(☎27)2759)

対象 市内に在住または在勤・在学の上18歳以上の人で、市や各種団体が行う行事に必ず協力できる人
※性別、婚姻の有無、国籍は問いません
※高校生は除きます

選考方法 8月中旬に1次審査を行います。その後、動画配信形式の一般審査を行い、9月3日(土)のコンテストでひまわり3人を決定します
※1次審査では本人確認とコンテストの説明、写真、動画撮影などを行います

申し込み 7月31日(日)までにコンテストのホームページ(☎https://www.isesaki-ye.g.jp/himawari/)から応募してください



▲コンテストのホームページはこちら



▶第35代ミスひまわりの3人

いせさき七夕イベント いせさきスターナイトを開催します

伊勢崎駅南口駅前周辺広場などで、いせさき七夕イベント「いせさきスターナイト」を開催します。七夕にちなんだ装飾やイベントを行います。詳しくは市ホームページはコチラ(☎27)2759)



▲市ホームページはこちら

期間 7月16日(土)から24日(日)まで

時間 午後3時～9時

会場・内容

●伊勢崎駅南口駅前周辺広場
●マスのつかみ取りなど
●大手町パティオⅡ野外シネマ
※日程によって内容が異なります

問い合わせ 文化観光課(☎27)2759)または伊勢崎商工会議所(☎24)2211)



伊勢崎には国指定史跡が4つあるよ 史跡カードを集めて伊勢崎の昔を学ぼう

市内の国指定史跡である上野国佐位郡正倉跡、女堀、十三宝塚遺跡、田島弥平旧宅を巡った人に史跡カードを配布します。史跡カードは、史跡と一緒に写った写真を、文化財保護課、赤堀歴史民俗資料館、田島弥平旧宅案内所、殖蓮公民館で提示するともらえます。4種類全てを集めた人には記念品を差し上げます。※各施設の休館日などが異なります。受け取りの際は、事前に確認してください
※十三宝塚遺跡との写真は不要です。十三宝塚遺跡の史跡カードは田島弥平旧宅の写真を提示した人に配布します
期間 7月16日(土)から令和5年3月31日(金)まで
※史跡カードが無くなり次第終了です

問い合わせ 文化財保護課(☎75)6672)

天幕城址あかぼり蓮園のハスは7月中旬が見頃です

あかぼり蓮園では、7月中旬に白やピンクの色鮮やかなハスの花を楽しめます。ハスの花は、早朝から咲き始め、午前中が見頃です。ぜひ、お越しください。
※開花状況は市ホームページで確認してください



▲市ホームページはこちら



▲美しく咲くハスの花を見てください

福祉医療制度を知っていますか

福祉医療制度は、加入する健康保険で医療機関を受診したときに、医療費の自己負担分を市が助成する制度です。

問い合わせ 年金医療課(☎27)2740)

※各支所市民サービス課でも問い合わせを受け付けます

福祉医療制度の認定には申請が必要です

福祉医療制度の対象は、下表の資格要件を満たす人です。認定をまだ受けていない人は申請をしてください。申請は年金医療課・各支所市民サービス課で受け付けています。受給資格者には「福祉医療費受給資格者証」または「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関で保険証と一緒に提示することで、医療費の自己負担額が助成されます。

受給資格の認定日

- 出生の場合Ⅱ出生した日
- 県内の市町村から転入の場合Ⅱ転入した日
- ※転入日から14日以内に交付状況証明書を持って申請する必要があります
- 精神疾患で受診(通院)している場合Ⅱ自立支援医療の認

福祉医療制度の利用方法

- 定を確認した日
- 前記以外の場合Ⅱ申請日

【県内で受診する場合】

福祉医療費受給資格者証などを、保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。自己負担額が無料になります。※医療費が高額になったなどの場合は、一部窓口での支払いが生じることがあります
※高額な医療費になる治療を受ける場合は、健康保険の保険者が発行する「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、一時的に支払う必要がなくなります
【県外で受診する場合】
医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払ってください。後日、年金医療課または各支所市民サービス課で申請すると、窓口で支払った自己負担分が支給(払い戻し)されます。

医療費の抑制にご協力を

福祉医療制度でかかる医療費は、皆さんの税金で支払われます。「早期の受診・治療、薬剤の適正な服用」、「重複・頻回受診を避ける」、「ジェネリック医薬品を希望する」など、ご協力をお願いします。



福祉医療制度一覧表

対象	資格要件	申請に必要な物
子ども	15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで ※4月1日生まれは15歳の誕生日の前日まで	保険証
ひとり親	①18歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭 ②18歳未満の父母のいない子ども ※①②は18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	保険証・親の戸籍謄本・所得税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)・結婚していない証明とその日本語訳(外国籍の人)
重度の障害者	身体障害者手帳1級または2級の人	保険証・身体障害者手帳
	障害年金1級の人	保険証・年金証書
	特別児童扶養手当1級または2級の人	保険証・特別児童扶養手当証書・認定通知書または有期認定通知書
	療育手帳A判定の人、B1判定の人、B2判定で18歳未満の子ども ※B2判定は18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	保険証・療育手帳
精神疾患での受診者	障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない人	保険証・所定の診断書
	通院 自立支援医療費の受給者 入院 精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され、本人、配偶者および世帯主の市民税の合計額が23万5,000円未満の世帯に属する人	保険証・自立支援医療受給者証 保険証・本人、配偶者、世帯主および被保険者の市町村民税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)

※課税年度の1月1日に本市に住所がない人は市町村民税の課税状況が確認できる物が必要です

自己負担割合の変更点

【9月30日まで】

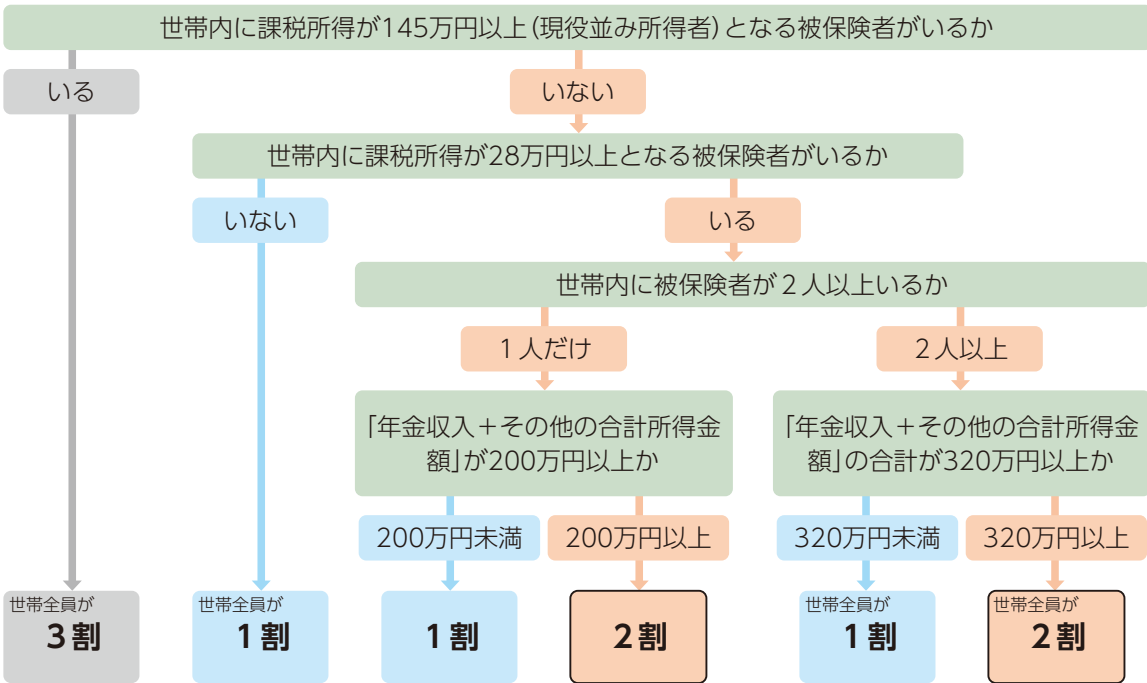
区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

【10月1日から】

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上の所得のある人	2割
一般所得者等	1割

10月から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合の区分が、左表のとおり「1割」と「3割」に加え、新たに「2割」が追加されます。自己負担割合が「2割」の対象になるかなどの判定はフローチャートを参考に確認してください。詳しくは、群馬県後期高齢者広域連合専用コールセンター（☎027-331-9133）に問い合わせてください。

フローチャート



※課税所得は住民税通知書の「課税標準」の額です
※年金収入に遺族年金や障害年金は含みません
※その他の合計所得は、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額です

自己負担割合が2割の人の自己負担限度額（月額）

自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
2割	1万8,000円または「6,000円＋（医療費－3万円）×10%」の低い方を適用 ※年間上限14万4,000円まで	5万7,600円 ※過去12カ月の間に、外来＋入院（世帯）高額療養費の支給を4回以上受けている場合は4万4,400円です

10月から

被保険者で一定以上の所得がある人は
医療機関などの自己負担割合が2割になります



後期高齢者医療保険料率は、2年ごとに見直しが行われています。令和4・5年度の保険料率は下記のとおり変更になります。

後期高齢者医療保険料率は、被保険者が等しく負担する均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額があり、その合計金額が保険料となります。均等割額には軽減措置があります。均等割額の軽減割合・該当条件は変わりますが、保険料率の変更に伴い軽減後の均等割額が変わります。

また、年間の保険料上限額も変更になります。年間の保険料上限額は、64万円から66万円に引き上げられます。

保険料率（均等割額・所得割率）の変更点

	令和2・3年度	令和4・5年度
均等割額	4万3,600円	4万5,700円
所得割率	8.60%	8.89%

後期高齢者医療保険料の計算方法

年間保険料 = 均等割額 4万5,700円 + 所得割額（令和3年中の総所得金額等－基礎控除（最大43万円））×8.89%

保険料率の変更に伴う軽減後の均等割額

軽減割合	軽減条件	軽減後の均等割額
7割	43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	1万3,710円
5割	43万円＋28万5,000円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	2万2,850円
2割	43万円＋52万円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	3万6,560円

※軽減条件は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計で判定します

後期高齢者医療制度が変わります

保険料率の変更、自己負担割合の区分に2割を追加など

4月から

後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

令和4年度から、団塊の世代が75歳となり始め、医療費の増大が見込まれています。現役世代の負担を抑えて国民皆保険制度を未来につないでいくため、制度の見直しが行われます。

問い合わせ 年金医療課（☎27-2739）または群馬県後期高齢者医療広域連合（☎027-256-7171）

新しい被保険者証を郵送します

令和3年中の所得を基に判定して、次のとおり新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

今回は有効期限の異なる被保険者証を送ります。有効期限に注意してください。

問い合わせ 年金医療課

新しい被保険者証の有効期限など

有効期限	8月1日（月）から9月30日（金）まで	10月1日（土）から令和5年7月31日（月）まで
郵送時期	7月中	9月中
被保険者証の色	水色	だいだい色

生活機能セルフチェックの回答に協力してください

65歳以上で介護認定を受けていない人を対象に、生活機能セルフチェックを実施します。生活機能セルフチェックは、健康状態や生活機能、心身の変化など25項目を調査するものです。チェック表は7月13日(水)に発送します。同封してある返信用封筒を使って8月3日(水)までに返送してください。

問い合わせ 地域包括支援センター(☎27-2745)

市は、この結果を活用して介護予防への取り組みを進めていきます。過去5年間の回答結果と自宅で行う口腔体操の紹介をまとめたチラシも同封します。健康管理・維持のために、ぜひ活用してください。

国民年金保険料の免除申請・納付猶予申請
年金医療課(☎27-2741)
国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人を対象とした、保険料の免除・納付猶予制度があります。免除は申請者・配偶者・世帯主の、納付猶予は申請者と配偶者のそれぞれ前年の所得で審査されます。承認されると7月から翌年6月までの保険料の一部または全額が免除・納付猶予されます。免除・納付猶予を申請する年の所得を申告していない人は免除などの審査ができません。「今年度新たに免除や納付猶予を希望する人」「前年度に全額免除または納付猶予の承認を受けているが継続希望していない人」「失業特例で免除の承認を受けている人」「一部免除の承認を受けていて引き続き制度を利用する人」は申請してください。日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)から申請書をダウンロードし、郵送で申請することもできます。免除・納付猶予は、申請月から過去2年1カ月までさかのぼって申請できます。免除・納付猶予された保険

料を納めるには、追納申請が必要です。追納する場合、該当年度を含め3年度を経過すると加算金が付きますので早めの納付をお勧めします。免除・納付猶予された保険料を追納しない場合、通常に保険料を納付したときと比べ、受け取る年金額は少なくなります。なお、免除などをしてから10年を経過した保険料は追納申請ができません。
問い合わせ 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027-231-1706)
消防設備士試験
消防本部予防課(☎25-3311)
期日・時間 8月27日(土) 午後1時15分開始、8月28日(日) 午前9時45分開始・午後2時15分開始
会場 群馬県公社総合ビル(前橋市・群馬建設会館(前橋市)試験種類・受験料 甲種Ⅱ5700円、乙種Ⅱ3800円
申し込み 次のいずれかの方法で申し込んでください
●書面申請 7月4日(月)から15日(金)までに直接または郵送で次の宛先へ
宛先 〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル5階 消防試

験研究センター群馬県支部
●電子申請 7月12日(火)までに消防試験研究センターホームページ(<https://www.jso-oubo-shiken.or.jp>)で手続きしてください
※受験案内や願書などは消防本部予防課、各消防署にあります。詳しくは市ホームページで確認してください
社会を明るくする運動
社会福祉課(☎27-2748)
7月は「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くために、皆さんの協力をお願いします。
低所得者の介護施設利用時の食費・居住費を補助
介護保険課(☎27-2743)
所得や預貯金などが少ない人に対して、介護施設の入所

費用などのうち食費と居住費の一部を介護保険が補助します。補助を受けるには申請が必要です。申請書に必要事項を記入の上、通帳などの写し、金融機関などへの預貯金照会の同意書を添えて、介護保険課・各支所市民サービス課で手続きをしてください。
新しい負担限度額認定証の有効期間は、8月1日(月)から令和5年7月31日(月)までです。
※令和3年度負担限度額認定を受けている人には、6月中旬に申請書を郵送しました
※対象要件などの詳細は、介護保険課に問い合わせてください
交通事故など第三者の行為が原因の負傷で国民健康保険を使う場合は届け出が必要で国民健康保険課(☎27-2737)
交通事故など、第三者の行為によるけがや病気で医療機関を受診するときに、国民健康保険を使う場合は市に届け出が必要です。医療機関を受診する前に、被害の状況などを電話で国民健康保険課に伝えてください。
※緊急の場合は、医療機関を受診した後に、早めに国民健康保険課に電話してください

2022年6月1日現在
●人口 212,139人(前月比+177) ●世帯数 93,419戸(前月比+220)

いせさき情報メールに登録を!

災害・防災情報や地域の防犯情報をメールで配信しています。携帯電話で次のアドレスに空メールを送信して登録しましょう。✉ t-isesaki@sg-m.jp
問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)



「ワクチン&子育てナビ」を活用してください!

予防接種スケジュールの管理と、子育てに役立つ情報を提供するサービスです。アプリ版も配信しています。
問い合わせ 健康づくり課(☎27-2746)



お知らせ

柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受ける人へ
国民健康保険課(☎27-2737)
柔道整復師(接骨院・整骨院)を利用する人に国民健康保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。柔道整復師の施術には保険証が「使えない場合」と「使える場合」があり、次の場合には保険適用とならず、全額自費診療となります。
「保険証を使えない場合」
●疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
●脳疾患後遺症などの慢性病
●病状の改善のみられない長期の施術
●スポーツなどの肉体的疲労改善のための施術
●保険医療機関・病院、診療所などで同じ負傷部位などで治療中の場合
●仕事中や通勤途上で負傷し、労災保険が適用となる場合
「保険証を使える場合」
骨折(心急手当て以外は医師の同意が必要)、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなどと診断され施術を受けた場合や、骨や筋肉、関節のけがや痛みで

負傷原因がはっきりしている場合は保険適用となります。施術を受ける際は、次の点に注意してください。
●負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状か)を正確に伝えてください
●療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、必ず本人が署名をしてください
●領収書を必ず受け取って保管し、国民健康保険課から届く「医療費のお知らせ」で金額・日数の確認をしてください
* *
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられます。医師の診断を受けてください。また、施術内容について国民健康保険課から問い合わせる場合があります。回答に協力してください。
住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金10万円を支給
社会福祉課(☎27-2749)
令和4年度住民税均等割が新たに非課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給します。対象の世帯には7月中旬以降に通知を送付する予定です。また、新型コロナウイルス感染症の影響で本年1月以降に家計が急変し

高齢者の特殊詐欺被害防止への電話機対策を行っています

振り込め詐欺などの特殊詐欺被害が増えています。本市では、特殊詐欺被害に遭う危険性の高い高齢者への被害防止対策を行っています。サービスの利用方法や申請方法などの詳細は問い合わせてください。

特殊詐欺対策自動通話録音装置の貸与

対象 1人暮らしで緊急通報装置を利用していない75歳以上の人

特殊詐欺対策電話機等購入費の補助

対象 70歳以上の人のみの世帯

補助金額 購入金額の2分の1

※上限額は5,000円です

問い合わせ 高齢政策課(☎27-2752)

た世帯に対し、申請に基づき支給します。
※申請方法や支給要件などの詳細は、市ホームページで確認してください



▲市ホームページ

対象

●非課税世帯 本年6月1日時点で、市内に住所があり、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯
●家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、本年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の事

教育委員会協議定例会の傍聴

教育委員会総務課(☎27-2785)

期日 7月21日(木)
時間 午後2時開始
会場 市役所本館5階職員研修室
定員 7人(先着順)
申し込み 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

クラフトバンド教室

クラフトバンドを編んでバッグを作ってみませんか。

期日 7月21日(木)・28日(木)
(全2回)
時間 午前9時～正午
会場 南公民館
対象 市内に在住の人

定員 10人(先着順)
参加料 1,000円(材料費)
申し込み・問い合わせ 7月8日
(金)午前9時から電話で南公民館(☎26-8333)



▲出来上がった作品

市のイベント参加・施設利用時は感染症対策をお願いします

イベントなどへの参加や施設を利用する際は、以下の感染拡大防止対策をお願いします。

- 必要に応じたマスクの着用
- 小まめな手洗い
- 発熱など体調不良の人は参加を控える

感染症の拡大を防止するため、イベントなどを中止または延期、内容を変更する場合があります。最新情報は各担当課へ問い合わせてください。市ホームページでも確認できます。

問い合わせ 広報課(☎27-2711)

相談
青少年お悩み面接相談会
青少年指導センター
(☎27)8090)
学校や友人関係の悩みなどの相談に、青少年相談員が無

相談

●中学生・高校生の部Ⅱ自由形50メートル、自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライの各100メートル、200メートルリレー
●29歳以下・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳以上の部Ⅱ自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライの各200メートルリレー
※1人1種目まで(リレーは除きます)
参加料 500円
申し込み 7月21日(木)までに参加料を添えてスポーツ振興課へ

里親相談会
子育て支援課(☎27)2798)
「子どもを養育したいと考えている」、「里親制度に興味があり、話を聞いてみたい」という人に、里親制度の普及、里親委託推進のための相談会を実施します。
期日 7月14日(木)
時間 午後1時～4時
会場 市役所東館2階相談室
申し込み 当日直接会場へ
※個別相談を希望する人は中央児童相談所(☎027-261-1000)に問い合わせてください



料で応じます。
期間 7月25日(月)から8月9日(火)まで
時間 午後1時～5時
会場 青少年指導センター(紺の郷内)
対象 本人またはその家族
申し込み 事前に電話で青少年指導センターへ

夏季ラジオ体操会

期日 7月16日(土)
時間 午前6時集合
会場 市陸上競技場・境総合運動場・あずま総合運動場
※雨天の場合は市民体育館・境西中学校体育館・あずま体育館
参加料 無料
※参加者には参加賞があります
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ スポーツ振興課(☎27-2747)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受付期間を延長します

緊急小口資金などの特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象とした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受付期間を延長します。
※申請方法や要件などの詳細は社会福祉課に問い合わせるか、市ホームページで確認してください
申請期間 8月31日(水)まで
問い合わせ 社会福祉課(☎27-2749)

募集

自衛官等募集

市民課(☎27)2726)

〔航空学生〕

試験日 9月19日(祝)

対象 20歳以下で高卒または

高卒見込みの人

※海上自衛隊航空学生は22歳

以下の人

〔一般曹候補生〕

試験日 9月15日(木)から18

日(日)のいずれか1日

対象 18歳以上32歳以下の人

〔自衛官候補生〕

試験日 受付時に連絡

対象 18歳以上32歳以下の人

〔防衛医科大学学生〕

試験日 11月5日(土)・6日

(日)(全2日)

〔防衛医科大学校医学科学学生〕

試験日 10月22日(土)

〔防衛医科大学校看護学科学

生〕

試験日 10月15日(土)

対象 20歳以下で高卒または

高卒見込みの人

申し込み・問い合わせ 航空

学生は9月8日(木)まで、一

般曹候補生は9月5日(月)ま

で、自衛官候補生は年間を通

じて、防衛医科大学学生は10月

26日(水)まで、防衛医科大学

校医学科学生は10月12日(水)まで、防衛医科大学校看護学科学学生は10月5日(水)までに自衛隊群馬地方協力本部前橋募集案内所(☎027-233-8960)

住生活基本計画策定検討委員を募集します

住宅課(☎27)2764)

社会経済情勢の変化に伴う住宅課題の解決に向けて、住生活基本計画を改定するため、住生活基本計画策定検討委員を募集します。会議は年に数回、平日に開催します。計画の原案は令和4年度中に策定する予定です。報酬は市の条例によります。

委嘱期間 委嘱された日から市長に答申されるまで

対象 市内に1年以上在住し

ている18歳以上の人

定員 1人

申し込み 申込書に必要事項

を記入の上、直接または郵送・

ファクス・メールで住宅課へ

※申込書は住宅課、市民情報

コーナー(市役所・各支所)に

あります。市ホームページか

らダウンロードもできます

※応募の内容を基に選考し、

結果は書面で応募者全員に通

知します

宛先 〒372-8501

スポーツ

町内対抗軟式野球大会

スポーツ振興課(☎27)2747)

期日 8月28日(日)開始

対象 本年4月以降引き続き

伊勢崎地区に在住で、区長が

その事実を証明した16歳以上

の人、25人以内で構成された

チーム

※高校生・大学生は除きます

コミュニティバスあおぞらに関するアンケートを実施します

令和3年2月にダイヤ改正したコミュニティバスあおぞらの利用者アンケートを実施します。

期間 7月1日(金)から31日(日)まで

対象 市内に在住または在勤・在学の人、コミュニティバスあおぞらを利用する人

回答方法 次のいずれかの方法で回答してください

●回答用紙に記入して回収箱に入れてください

※回答用紙と回収箱は市役所市民情報コーナー、各支所庶務課、各公民館、伊勢崎駅前インフォメーションセンター、市民病院、ふくしプラザなどの施設にあります

●専用ホームページ(<https://logoform.jp/form/Gpfu/93632>)から回答してください

問い合わせ 交通政策課(☎27-2734)



▲専用ホームページ



参加料 1万4000円
申し込み 7月11日(月)から22日(金)までに直接スポーツ振興課へ
〔組み合わせ抽選会〕
代表者は出席してください。
期日 7月30日(土)
時間 午後6時
会場 市役所東館5階第1会議室

ザメイセンレボリューションファイナルステージ

The Meisen Revolution – Final Stage –

銘仙ファッションショー 大盛況のうちに閉幕



市ホームページで動画を見られます

5月21日、伊勢崎銘仙をPRするイベント「The Meisen Revolution」が文化会館で開催されました。会場には多くの人が訪れ、市内の高校生によるパフォーマンスや、伊勢崎銘仙の着物や小物などの販売、銘仙の型紙を制作していた伊藤正義さんの作品展示などの催しを楽しんでいました。

今回で最後の公演となった「銘仙ファッションショー」では、モデルの皆さんが伊勢崎銘仙を和装や洋装スタイルに着こなし、伊勢崎銘仙の魅力を十分にアピール。最後には、観客から大きな拍手が送られ、大盛況で約10年間の歴史に幕を閉じました。



今回は最後となった銘仙ファッションショー



アンティーク銘仙市



伊藤正義作品展



伊勢崎商業高校吹奏楽部による演奏

外国人共生社会講演会

外国人との共生のために



講演を行うバックンマクソン(タレント)の2人

5月28日、境総合文化センターで「外国人共生社会講演会」が開催されました。講師を務めたのはタレントのバックンマクソンさん。「外国人との共生には互いの文化や性格を知ることが重要」と語り、冗談を交えながらコミュニケーション術を披露しました。来場者は2人のやり取りを楽しみながらも真剣に耳を傾けていました。

環境の日パネル展

環境保全について啓発



環境保全についてパネルで啓発しました

6月2日から7日まで、市役所東館 1 階市民ホールで「環境の日パネル展」が開催されました。会場には、地球温暖化対策や家庭のできる節電、ごみの減量などについてのパネルを展示。その他、生ごみの水を切るためのグッズや、グリーンカーテン用のつる性植物の種などの無料配布が行われました。

広告のページ



Hello Oi

みんなが活躍できる、活力ある多文化共生・共創まちづくり

みんな同じいせさき人

問い合わせ 国際課 ☎27-2731

你好 こんにちは Bonjour

No.14



日本とベトナムの 架け橋になりたい

ホー・ティエン・ガー さん

日本へ移住したきっかけ

母親から勧められ、ベトナムの大学で日本語を学びました。始めは難しく感じていた日本語でしたが、学ぶうちに魅力を感じるようになりました。

大学卒業後、ベトナムの日本語学校で教師として働き始めました。日本語を教えているうちに日本への興味が湧き、日本に住

んでみたいと思うようになったことが移住したきっかけです。

日本で生活する上で心掛けたこと

楽しみにしていた日本での生活でしたが、私が今まで学習してきた言葉と実際に日常生活で使われている言葉には違いがありました。それでも分からない言葉などがあるとその場で調べたり、日本人と積極的に会話をしたりすることで日常生活での会話に慣れることができ、楽しく過ごせるようになりました。

日本語を生かして人の役に立ちたい

現在は、これまでに学んだ日本語を生かして警察署や市役所で通訳や翻訳の仕事をしています。通訳をする際には、手続きや制度について、間違った説明をしないように正確な通訳を心掛けています。これからも学んだ日本語を生かして、市役所の手続きや日常生活で言語の違いに困っているベトナム人の手助けをして、日本とベトナムの架け橋になりたいです。



ホー・ティエン・ガー さん

出身国 ベトナム
プロフィール 市の国際ボランティアと災害時外国人支援ボランティアに登録し、幅広い支援活動に意欲がある。2年前に日本語能力検定1級を取得。休日は、家族や友人とキャンプに行ったり、ボードゲームをしたりして過ごす。

編集後記

ことしもじめじめとした梅雨の季節がやって来ました。汗をかきやすい私にとっては、このくらいの時季から暑さとの戦いが始まります。外出の際には、飲み物とタオルが欠かせません。ことしはそんな必須アイテムに加え、新たに扇子を購入してみました。軽くてコンパクトな扇子は持ち運びに便利で、手軽に涼を取ることができます。

梅雨が明けると本格的な暑さがやって来ます。自分なりの対策をして、伊勢崎の厳しい暑さを乗り切りたいと思います。(く)



いきいき公民館

自慢の サークル 紹介

第115回

境剛志公民館 ☎74-0168

活動状況は？

- ▶ 月1回

活動場所は？

- ▶ 境剛志公民館

メンバーは？

- ▶ 14人

サークル名 写団チングルマ

私たちは、毎年行う展示会に向けて風景写真を中心に撮る結成41年の写真サークルです。会員それぞれが県内外に出向いて山や花などを撮影し、月に1回公民館に集まって勉強会を行っています。前回の展示会では、会員の力作71点を公民館に展示。4日間で800人以上の来場があり、大盛況となりました。今後もより多くの人に展示会へ足を運んでもらえるように活動を続けていきます。